

2022年5月作成

集団回収マニュアル

東久留米市
ごみ対策課

目次

- P.1 はじめに
- P.2 集団回収とは
- P.2 集団回収のメリット
- P.3 対象品目
- P.3 集団回収の注意点
- P.4 集団回収をはじめするには（集団回収の流れ）
- P.7 年間スケジュール
- P.8 提出書類一覧
- P.9 集団回収団体登録申請書の記入の仕方
- P.10 集団回収団体登録変更届出書の記入の仕方
- P.11 支払金口座振替依頼書の記入の仕方
- P.12 集団回収実施報告書の記入の仕方
- P.13 東久留米市集団回収活動支援要綱
- P.22 集団回収登録業者一覧
- P.23 よくある質問

イラスト出典：経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp>

はじめに

東久留米市では、ごみの減量・資源化を市民と一体となって取り組んでいくため、昭和54年から集団回収報奨金制度を実施しています。

集団回収によってもたらされる効果として、資源の保全やごみの減量、それに伴うごみ処理経費の節減などが挙げられます。

また、団体にとっては報奨金による活動の安定化、地域の皆様のコミュニケーションを深めるなどのメリットがあります。

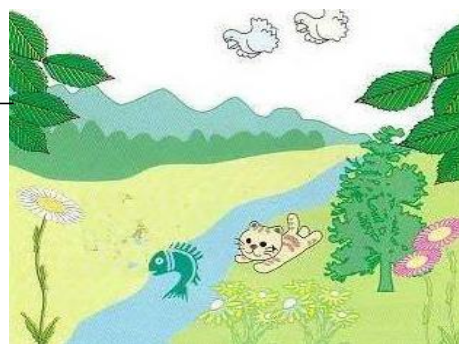
ごみは毎日の生活に関係するととても身近な問題です。地球環境への負荷を低減するためにも、資源を有効に活用し、物を大切に使う意識改革が求められています。

「混ぜればごみ 分ければ資源」の言葉どおり、私たちの心がけ次第で状況を大きく変化させることができます。資源の有効活用と地球環境保護のため、地域で協力し合いより多くの資源を回収していただくことが重要です。

この「集団回収マニュアル」は、これから集団回収を始めようとされている皆様に、制度について知っていただくために作成したものです。

再生可能な資源の回収は、ごみの減量はもとより、森林など地球環境を守るという大きな効果があります。およそ古紙1トンのリサイクルで、直径14cm、高さ8mの木を20本分節約できます。

また、1リットルの紙パック1枚をリサイクルすると、CO₂（二酸化炭素）排出量23.4gが削減できるといわれています。これはエアコンを約1時間運転した時のCO₂排出量とほぼ同じ量です。



集団回収とは

集団回収とは町会や自治会、マンションの管理組合、PTAなど東久留米市民の皆様が作る団体（概ね10以上の世帯で構成）が回収の日時を決め、家庭から出る資源、主に紙類等（新聞・雑がみ・段ボール・紙パック）・金属類（アルミ缶）・布類（古布など）を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す**自主的なリサイクル活動**のことです。

家庭から出るごみの中には、再利用できる大切な資源（新聞・雑がみ・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布など）が含まれています。これをごみとして捨ててしまうことは、限りある資源の無駄使いであるだけでなく、地球環境にも悪影響を及ぼしています。ごみをごみで終わらせないためにも、不用になったものや使い古したものを回収し、再び資源として利用することが大切です。

地域の皆様が協力し合って集団回収を行うことは、ごみの減量や資源の保全につながるだけでなく、地域のコミュニティづくりにも役立てられています。

集団回収のメリット

団体のメリット

- 団体で協力して回収することで、地域のコミュニケーションが深まります。
- 自主的に回収を行うことで、リサイクルについての意識が向上します。
- 資源の回収量に応じて市から団体に報奨金が支給されますので、団体の行事や運営に利用できます。

市のメリット

- 行政収集量が減少することで、市のごみ処理経費の節減につながります。

団体及び市のメリット

- 資源の再利用・ごみの減量が進むことで、地球温暖化ガスの排出が抑制され、地球環境の保護・資源の保全につながります。

対象品目

紙類（新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック）、布類（古布）、金属類（アルミ缶）が対象品目です。資源の出し方は、基本的に市の出し方と同じです。

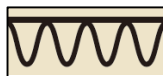
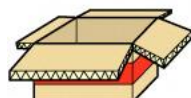
紙類



新聞、折込チラシ

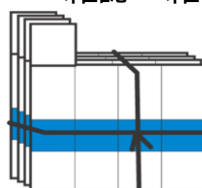


雑誌・雑紙



段ボール

※断面が波になっているもの



紙パック

古布



※雨などで濡れてしまうとリサイクルできません。
※ボタンやファスナーなどはつけたまま出せます。

アルミ缶



これらを回収すると1kgあたり、**9円**の報奨金が支給されます。

集団回収の注意点

● 東久留米市内の非営利団体であること

営利団体や他市町村の団体の登録はできません。

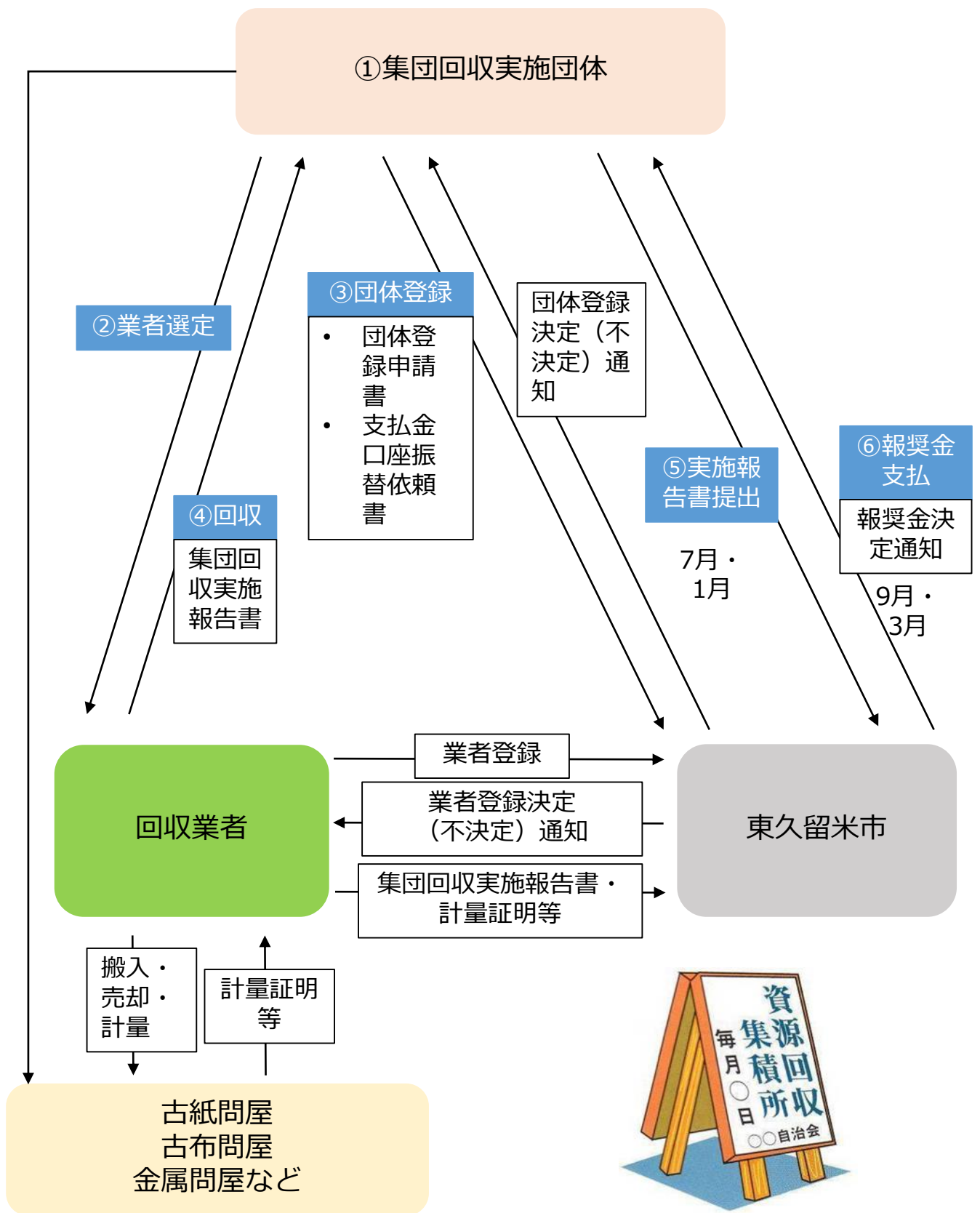
● 地域内で回収したものであること

他所からの持ち込み、ごみ集積所からの抜き取りは行わないでください。

● 一般家庭から集めること

オフィスや商店等、家庭以外の場所から集めないでください。業務で発生したごみは、各事業所に処理責任があります。

集団回収をはじめには（集団回収の流れ）



① 集団回収実施団体

□ 団体をつくる

東久留米市内に住んでいる方たちで回収を行う団体（概ね10以上の世帯で構成）をつくりましょう。

□ 集団回収の目的を決める

集団回収の目的や報奨金の使い道を決めましょう。

□ 役割分担を決める

団体の代表者、担当者などの役割分担を決めましょう。



② 業者選定、回収方法決定

□ 回収品目を決める

紙類、布類、アルミ缶等の回収品目を決めましょう。

□ 回収業者を選定する

回収業者（P.22参照）を選び、回収日時や回収場所、引取条件などを決めましょう。

※回収は月1回定期的に実施すると効果的です。

（例：毎月〇日、毎月第△□曜日）

※回収場所は通行の妨げにならない等、迷惑のかからない場所にしましょう。

※回収日・回収場所は誤って行政回収として回収されないように、行政回収と重ならないようにしましょう。

※どの業者がよいか分からない場合は市にご相談ください。



③ 団体登録

□ 団体登録をする

「集団回収団体登録申請書」に必要事項を記入して市へ提出してください。

※登録の可否を確認のうえ、「集団回収団体登録決定（不決定）通知書」を市より送付します。

登録時に提出いただく書類

① 集団回収団体登録申請（記入例はP.9参照）

② 支払金口座振替依頼書（記入例はP.11参照）

③ 通帳の表紙と見開き1ページ分のコピー（※特にゆうちょ銀行の場合、通帳の表紙に店名（〇〇八・〇一八等）の記載がありませんので注意をお願いします。）



④回収

□ 回収日時・場所の周知

掲示板や回覧板などを利用して、必ず事前に各会員に回収日時・場所を知らせておきましょう。年度当初に年間スケジュールを知らせると効果的です。

□ 回収場所の明示

回収場所を明示しましょう。のぼり旗や看板などの目印を立てると効果的です。

□ 盗難防止の工夫

資源物の抜き取りをされないように、シートをかけたり、見張りをするなど工夫しましょう。

□ 回収場所の清掃

回収後、回収場所を清掃しましょう。



⑤実施報告書提出

□ 実施報告書の提出

「集団回収実施報告書」を年に2回、1～6月回収分は7月末まで、7～12月回収分は1月末までに市へ提出します。（記入例は、P.12参照）

※提出がないと報奨金の支払ができませんので、必ず提出してください。



⑥報奨金支払

□ 報奨金の支払

提出された集団回収実施報告書の回収量にもとづき、回収量1kgにつき9円の報奨金を年に2回、1～6月回収分は9月末まで、7～12月回収分は3月末までに団体が指定した口座に振り込みます。

年間スケジュール

年度	月	団体登録など	1～6月分申請	7～12月分申請	
前年度	1		対象回収分 (1月～6月分)		
	2				
	3				
今年度	4	新たに始める場合は、 団体登録申請書など 提出※年度途中も可			
	5	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> 団体登録は、一度 していただければ 毎年度申請する必 要はありませんが、 変更があった場合 は、その都度団体 登録変更届、支払 金口座振替変更届 を提出してくださ い。 </div>			
	6				
	7		実施報告書提出 →7月末〆切	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;"> 対象回収分 (7月～12月分) </div>	
	8		報奨金決定通知書送付		
	9		報奨金振込		
	10				
	11				
	12				
	1				実施報告書提出 →1月末〆切
	2		<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> まとめて1年分の実施報告書を提出することはできません。 1月～6月分は必ず7月に提出してください。 </div>		報奨金決定通知書送付
	3				報奨金振込

提出書類一覧

番号	提出書類	要綱様式番号	提出期限	参照ページ
①	<input type="checkbox"/> 集団回収団体登録申請書	第1号	新たに開始する時	9
②	<input type="checkbox"/> 支払金口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 通帳の表紙と見開き 1 ページ分のコピー	第7号	新たに開始する時	11
③	<input type="checkbox"/> 集団回収実施報告書 (1月～6月回収分)	第5号	7月末	12
④	<input type="checkbox"/> 集団回収実施報告書 (7月～12月回収分)	第5号	1月末	12
⑤	<input type="checkbox"/> 集団回収団体登録変更届	第3号	登録内容を変更した時	10
⑥	<input type="checkbox"/> 支払金口座振替変更届 <input type="checkbox"/> 通帳の表紙と見開き 1 ページ分のコピー	第8号	登録内容を変更した時	—

■ 提出先

各提出書類は、各提出期限までに下記へ郵送（締切日必着）いただくか、直接お持ちください。

直接お持ちいただく場合は、
開庁日時【月～金(祝日を除く)8:30～17:15(12:00～13:00)を除く】
にご注意ください。

ごみ対策課

〒203-0042 東久留米市八幡町2-10-10

電話：042-473-2117

提出書類は東久留米市ホームページから、ダウンロードできます。

東久留米市 資源集団回収

🔍 検索

集団回収団体登録申請書の記入の仕方

様式第1号（第3関係）

団体登録後の回収分でないと報奨金の対象となりませんので、ご注意ください。

集団回収団体登録申請書

〇〇年 〇月 〇日

東久留米市長 様

代表者 住所 東久留米市八幡町〇-△-×

氏名 東久留米 太郎

自署でない場合は、氏名の横に押印してください。

下記のとおり、集団回収団体の登録を申請します。

記

項目	内容			
1 団体の名称	フリガナ 名称	ヒガシムネリサイクルクラブ 東久留米リサイクルクラブ		
2 団体の種類	自治会		マンション等管理組合	
	その他	○ (子供会)		
3 代表者	住所	東久留米市 八幡町〇-△-×		
	フリガナ 氏名	ヒガシムネ 太郎 東久留米 太郎	電話番号	042 (000) 000
4 担当者 (代表者と別の場合は、記入してください)	住所	東久留米市 八幡町△-〇-×		
	フリガナ 氏名	シゲン ジョウ 資源 次郎	電話番号	042 (000) 000
5 構成世帯数	世帯			
6 集団回収実施品目	新聞紙	○	雑誌・雑紙	○
	紙パック	○	古布	○
7 実施回数及び曜日等	回数	月 2 回		
	曜日等	毎週	曜日	
		第 2.4土	曜日	
8 回収業者名 (3者以上ある場合は、欄外に記入してください。)	① 業者名	株式会社〇〇商店		
	② 業者名			
	③ 業者名			

※ 代表者名は、自署で記入ください。自署記入でない場合は、個人の印鑑（シャチハタ不可）を押印してください。

集団回収団体登録変更届出書の記入の仕方

様式第3号（第3関係）

集団回収団体登録変更届

〇〇年 〇月 〇日

東久留米市長 様

代表者変更の場合は、旧代表者の方を記入してください。

団 体 名 **東久留米リサイクルクラブ**
 代表者住所 **東久留米市八幡町〇-△-×**
 代表者氏名 **東久留米 太郎**
 電 話 番 号 **042-000-000**

自署でない場合は、氏名の横に押印してください。

下記のとおり、登録事項の変更について届け出します。

記

こんな時は変更の届け出が必要です！

- ・年度替わりに代表者を交代した
- ・団体名を変えたい
- ・収集するものを増やすor減らす
- ・回収日程を変えたい
- ・回収業者を変更する

1 変更年月日

〇〇年 〇月 〇日

2 変更項目

※該当項目にチェックし、変更する内容をご記入ください。

変更事項	変更内容			
□ 団体の名称	新	フリガナ 名 称		
	旧	フリガナ 名 称		
☑ 代表者	新	住所	東久留米市 八幡町×-〇-△	
		フリガナ 氏 名	ハフマン サブツ 八幡 三郎	電話番号
	旧	氏 名	東久留米 太郎	
□ 担当者	新	住所	東久留米市	
		フリガナ 氏 名		電話番号
	旧	氏 名		

※ 代表者名は、自署で記入ください。自署記入でない場合は、個人の印鑑（シャチハタ不可）を押印してください。

集団回収実施報告書の記入の仕方

- 資源回収を実施する度に、回収業者から発行・送付されます。
- A5サイズ（申請書の半分）で、複写式になっています。
- 市役所に提出するのは、一番上の白い用紙のみです。

様式第5号（第4関係）

集団回収実施報告書

自署でない場合は、氏名の横に押印してください。

（団体→市役所提出）

東久留米市長 様

（〇〇年 〇月 〇日実施）

団 体 名 **東久留米リサイクルクラブ**
 代表者住所 **東久留米市八幡町〇-△-×**
 代表者氏名 **東久留米 太郎**
 電 話 **042-000-000**

回 収 品 目	数 量 (kg)
新 聞	500
雑 誌・雑 紙	300
段 ボ ー ル	100
紙 パ ー ク	10
古 布	50
ア ル ミ 缶	40
合 計	1000

業者記入欄

上記の団体の集団回収物を右のとおり引き取ったことを報告します。

業 者 名 **株式会社〇〇商店**
 所 在 地 **東久留米市八幡町△-△-△**
 代 表 者 名 **〇〇 〇〇**
 電 話 **042-000-000**

業者記入欄



※登録回収業者に引き渡さず、直接問屋等に対象資源物を持ち込んだ場合は、下欄にチェックを入れ、問屋等で発行した回収量を証する書類を添付してください。

回収業者の記入・押印漏れがないか確認してください。

直接問屋等を持ち込んだため、回収量を証する書類を添付して提出します。

東久留米市集団回収活動支援要綱

【様式一部省略】

東久留米市集団回収活動支援要綱

(目的)

第1 この要綱は、廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う市民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）の支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象団体)

第2 この要綱における支援の対象は、次に掲げる要件をいずれも満たす団体とする。

- (1) 団体を組織する構成員が東久留米市内の住民であること。
- (2) 自治会、婦人会、子ども会その他の営利を目的としない団体であること。
- (3) 概ね10以上の世帯で構成されていること。ただし、特別の事情があると東久留米市長（以下「市長」という。）が認めたときは、この限りではない。

(集団回収団体の登録)

第3 この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、集団回収団体登録申請書に記載された事項を確認のうえ登録の可否を決定し、集団回収団体登録決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、次のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に定める様式により、市長に届け出なければならない。

- (1) 登録団体の名称、代表者又は担当者に変更があったとき。 集団回収団体登録変更届（様式第3号）
- (2) 登録団体を廃止するとき。 集団回収団体廃止届（様式第4号）

(実施報告)

第4 登録団体の代表者は、集団回収実施報告書（様式第5号。以下「実施報告書」という。）を作成し、1月1日から6月30日までの実施分を7月末日までに、7月1日から12月31日までの実施分を1月末日までに、市長に提出するものとする。

2 前項の実施報告書を作成する場合において、第6各号の対象品目の回収量の合計に1キログラム未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(報奨金の算定)

第5 市長は、登録団体に支給する報奨金について、その団体が回収した資源（家庭から排出されたものに限る。）1キログラムにつき9円で算定するものとする。

(対象品目)

第6 第5の規定による報奨金の支給の対象となる回収品目は、次に定める品目であって、再生利用することが可能なものとする。

- (1) 紙類（新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみに限る。）
- (2) 布類
- (3) 缶類（アルミ缶に限る。）
- (4) その他市長が認めるもの

(対象品目の処理)

第7 登録団体は、回収した第6各号の対象品目を次のいずれかの方法により処理する。

- (1) 登録団体が第15の規定により登録を受けた業者に引き渡す方法
- (2) 登録団体が直接問屋等へ持ち込む方法

(報奨金の支給決定)

第8 市長は、第4の規定により登録団体から提出された実施報告書に基づき、提出された実施報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決定する。

2 市長は、前項により報奨金額を決定したときは、報奨金額決定通知書(様式第6号)により、登録団体の代表者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9 市長は、登録団体が第12各号のいずれかに該当する場合は、第8第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(報奨金支給の方法)

第10 市長は、報奨金の支給を口座振替により行う。

2 報奨金の支給を受けようとする登録団体は、あらかじめ報奨金の振込先口座を支払金口座振替依頼書(様式第7号)により市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

3 登録団体は、前項の規定により提出した口座に変更があった場合は、支払金口座振替変更届(様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

4 報奨金は、1月1日から6月30日までの実施分を9月末までに、7月1日から12月31日までの実施分を3月末までに支給する。

(登録団体の経理及び報告等)

第11 報奨金の支給を受けた登録団体は、報奨金の収支に係る経理を明確にしておかなければならない。

2 市長は、登録団体の収支状況その他報奨金の交付の適正を期するために必要があると認める事項について、登録団体に報告を求め、又は調査することができる。

3 登録団体は報奨金の請求及び受領にかかる書類について、5年間保存することとする。

(登録の取消し等)

第12 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体から集団回収団体廃止届の提出があったとき。
- (2) 登録団体が解散し又は、集団回収活動を廃止したと認められるとき。
- (3) 虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (4) 登録団体又は当該登録団体を構成する者が資源の持去り行為(東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年東久留米市条例第28号。以下「条例」という。)第45条に規定する禁止行為をいう。)をしたとき。
- (5) 登録団体又は当該登録団体を構成する者が、異なる登録団体が回収した資源を無断で持ち去る等の行為をしたとき。

(6) 登録団体の活動が登録団体として不適格であると市長が認めるとき。

(報奨金等の返還)

第13 市長は、第9の規定により報奨金の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に報奨金を支払っているときは、当該報奨金の返還を命じるものとする。

(回収業者の要件)

第14 登録団体が回収した第6各号の対象品目の引渡しを受ける回収業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たした上で、第15の規定により市長の登録を受けなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)、条例及び東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(平成5年東久留米市規則第14号)の規定に違反し、又はこれらに基づく不利益処分を受けたことがないこと。

(2) 過去3年間に於いて、第17第2号、第4号及び第5号に定める事項に該当したことがないこと。

(3) 第17第2号、第4号及び第5号に定める事項に該当したことで市に損害を与えた場合には、当該損害を全て補填したこと及び良好な業務運営をしていると市長が認めたこと。

(回収業者の登録手続等)

第15 第14の登録を受けようとする回収業者は、集団回収業者登録申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、回収業者から前項の申請があったときは、記載事項を審査し、第14各号の要件を満たしているか確認のうえ登録の可否を決定し、集団回収業者登録決定(不決定)通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた業者(以下「登録業者」という。)は、次のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に定める様式により、市長に届け出なければならない。

(1) 登録内容に変更があったとき。 集団回収業者登録変更届(様式第11号)

(2) 廃業、転業その他の事由により登録を抹消しようとするとき。 集団回収業者登録抹消届(様式第12号)

(登録業者の責務)

第16 登録業者は、登録団体から第6各号の対象品目の引渡しを受けるに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 集団回収の実施日、回収品目、回収方法等について、事前に登録団体と協議し、集団回収を円滑に実施すること。

(2) 回収した資源を適正に処理すること。

(3) 登録団体から回収した第6各号の対象品目は、問屋等の事業者へ搬入し回収量を証する書類の発行を受けること。

(4) 実施報告書に回収量を証する書類を添付して、1月1日から3月31日までの実施分を4月末までに、4月1日から6月30日までの実施分を7月末までに、7月1日から9月30日までの実施分を10月末までに、10月1日から12月31日までの実施分を1月末までに市長に提出す

ること。

- (5) 登録団体に対し、正確な回収実績を報告するとともに、市長又は登録団体から回収量を証する書類を提示するよう求められた場合は、速やかにこれを提出すること。
- (6) 複数の団体の資源を1台で1度に計量する場合には、資源を回収した団体ごとの資源別の重量内訳を回収量を証する書類に明記すること。
- (7) 集団回収活動により集積された資源を収集運搬するに当たり、事故等が生じた場合は、事故の状況確認、負傷者の救護及び警察等関係機関へ届出、当該機関の指導等に従って処理をすること。また、登録業者は、市長に事故処理等の結果を遅滞なく報告すること。

(登録の取消し)

第17 市長は、登録業者が次の各号に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録業者が抹消届を提出したとき。
- (2) 登録業者が第16各号に掲げる事項に違反したとき。
- (3) 登録業者が廃業、転業その他の事由により資源の回収を行うことができなくなったことが明らかなる場合において、抹消届が提出されないとき。
- (4) 実施報告書又は回収量を証する書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 市民の信頼を損なう行為を行う等、集団回収を行う業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。

(委任)

第18 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第15に規定する回収業者の登録手続その他事業の実施のために必要な準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

(東久留米市資源集団回収報奨金交付要綱の廃止)

- 3 東久留米市資源集団回収報奨金交付要綱（平成30年東久留米市訓令乙第24号）は、廃止する。

集団回収団体登録申請書

年 月 日

東久留米市長 様

代表者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり、集団回収団体の登録を申請します。

記

項目	内容			
1 団体の名称	フリガナ 名称			
2 団体の種類	自治会		マンション等管理組合	
	その他	()		
3 代表者	住所	東久留米市		
	フリガナ 氏名		電話番号	()
4 担当者 (代表者と別の場合は、記入してください)	住所	東久留米市		
	フリガナ 氏名		電話番号	()
5 構成世帯数	世帯			
6 集団回収実施品目	新聞紙		雑誌・雑紙	段ボール
	紙パック		古布	アルミ缶
7 実施回数及び曜日等	回数 曜日等	月 毎週 第 毎月	回 曜日 曜日 日	
8 回収業者名 (3者以上ある場合は、欄外に記入してください。)	① 業者名			
	② 業者名			
	③ 業者名			

※ 代表者名は、自署で記入ください。自署記入でない場合は、個人の印鑑（シャチハタ不可）を押印してください。

集団回収団体登録変更届

年 月 日

東久留米市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

下記のとおり、登録事項の変更について届け出します。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更項目

※該当項目にチェックし、変更する内容をご記入ください。

変更事項	変更内容		
<input type="checkbox"/> 団体の名称	新	フリガナ 名 称	
	旧	フリガナ 名 称	
<input type="checkbox"/> 代表者	新	住所	東久留米市
		フリガナ 氏 名	電話番号 ()
	旧	氏 名	
<input type="checkbox"/> 担当者	新	住所	東久留米市
		フリガナ 氏 名	電話番号 ()
	旧	氏 名	

※ 代表者名は、自署で記入ください。自署記入でない場合は、個人の印鑑（シャチハタ不可）を押印してください。

集団回収団体廃止届

年 月 日

東久留米市長 様

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号

下記のとおり、集団回収団体の廃止を届け出します。

記

1 廃止年月日

年 月 日

2 廃止理由

※ 代表者名は、自署で記入ください。自署記入でない場合は、個人の印鑑（シャチハタ不可）を押印してください。

支払金口座振替変更届

年 月 日

東久留米市長 様

報奨金 振込先 口座	金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店
	預金種別	普通・当座（いずれかに○）	
	口座番号	(7けた)	
	フリガナ		
	口座名義		

東久留米市から、 (団体名) _____
に支給される、報奨金は上記の口座に振り込んでください。

(なお、受領に関する権限は _____ に委任します。)

代表者氏名 _____

- ※ 代表者名は、自署で記入ください。自署記入でない場合は、個人の印鑑（シャチハタ不可）を押印してください。
- ※ 振込口座通帳の表紙と表紙裏（口座番号、口座名義などが確認できる部分）のコピーを必ず添付してください。

集団回収登録業者一覧（50音順）

番号	業者名	所在地	電話番号	回収可能品目					
				新聞紙	雑誌・雑紙	段ボール	紙パック	古布	アルミ缶
1	遠藤紙業	東久留米市野火止2-19-3-104	042-472-1088	○	○	○	○	○	○
2	奥山商店(株)	小平市花小金井3-13-1	042-461-0715	○	○	○	○	○	○
3	小畑商店(株)	清瀬市竹丘2-31-18	042-491-2844	○	○	○	○	○	○
4	こんぺいとう	清瀬市中里2-1594	042-493-0434	○	○	○	○	○	○
5	日興紙業商事(株)	東村山市廻田町1-2-1	042-393-1024	○	○	○	○	○	○
6	福田三商(株) 東村山営業所	東村山市久米川町5-32-15	042-392-2101	○	○	○	○	○	○
7	(株)久米川紙業	東村山市廻田町4-11-7	042-391-4113	○	○	○	○	○	○
8	(株)ケイシン	東村山市久米川町1-48-53 水野ビル1F	042-313-3518	○	○	○	○	○	○
9	(株)三栄サービス	東村山市久米川町1-16-5	042-391-5498	○	○	○	○	○	○
10	(株)高岡 新座事業所	新座市野火止7-4-9	048-477-8460	○	○	○	○	○	○
11	(株)藤本チェーン	東久留米市前沢5-2-13	042-471-1918	○	○	○	○	○	○
12	(有)岩本商事	新座市堀ノ内3-7-32	048-481-3838	○	○	○	○	○	○
13	(有)土井商店	小平市花小金井4-28-3	042-463-1175	○	○	○	○	○	○
14	(有)古川ウエス商会	清瀬市中里2-1358	042-491-0040	○	○	○	×	○	×

よくあるご質問

Q 回収業者はどうやって探せばいいのですか？

- 回収する品目を決めた上で、P.22の市の登録業者の中からお選びください。どの業者がよいか分からない場合は市にご相談ください。

Q 資源物はどのように出せばよいですか？

- 資源物の出し方は基本的に市の出し方と同じです。東久留米市の「生活ごみと資源物の出し方」をご覧ください。

Q 一般家庭から集めることが条件になっているのはなぜですか？

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業活動で生じる事業系ごみは、事業者で処理するように規定されています。事業によって発生したごみは、例え資源化目的であっても、他者に処分の責任を負わせることはできません。

集団回収に関するお問い合わせご相談は東久留米市環境安全部ごみ対策課

〒203-0042 東久留米市八幡町2-10-10

電話：042-473-2117 FAX：042-477-6755

